

令和8年 第10回 伊丹市教育委員会 臨時会 会議録

1. 日 時 令和8年7月10日（金）午後2時00分～午後2時30分

2. 場 所 総合教育センター 2階 研修室

3. 出席者 <教育委員会>

教育長	太田 洋子	教育委員	瀧川 光治
教育委員	村上 順一	教育委員	藤井 健太
教育委員	細川 歆子		

<事務局>

教育次長		未来戦略チームリーダー	真鍋 宗一郎
兼教育総務部長	宇谷 敏幸	学校教育課主査	坂本 泰朗
学校教育部長	増田 健一	学校教育課主査	寺井 浩治
こども未来部長	森田 晃	学校教育課主査	桂 大裕
生涯学習部長	藤澤 早苗	学校教育課主査	谷本 浩一
こども室長	阪上 元良	教育政策課長	西原 美絵子
幼児教育保育室長	藤井 裕作	教育政策課	早川 隆代
学校教育課長	山下 拓志郎	教育政策課	御影 陸大

<教科用図書選定委員会>

伊丹市義務教育諸学校等教科用図書選定委員会委員長	戸田 登代美
伊丹市義務教育諸学校等教科用図書選定委員会副委員長	八束 伸明
伊丹市立伊丹高等学校教科用図書選定委員会委員長	古谷 勇行

4. 欠席者 なし

5. 傍聴人 なし

6. 議 事

(1) 開会宣言 太田教育長（午後2時00分）

(2) 日程報告 太田教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 議案第30号の審議

日程第 2 議案第31号の審議

(3) 議案第30号の審議（日程第1）

太田教育長より「令和9年度（2027年度）使用伊丹市義務教育諸学校等教科用図書の採択について」を議題とする旨の発議の後、学校教育部長より説明があり、全委員一致で、「議案第30号」を可決。

1. 調査研究の方針

「令和9年度（2027年度）使用伊丹市立学校教科用図書の採択方針」に基づき、特別支援学級及び特別支援学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による教科用図書）について、各学級・学校の実情に応じて調査研究を行い答申することとした。

2. 令和9年度使用教科用図書調査研究の観点

- (1) 客観的に検討し、各教科用図書の特色を公平に記述すること。
- (2) 基礎的・基本的な内容の確実な定着が図れるような工夫があること。
- (3) 「主体的・対話的で深い学び」に関して取り上げられている内容について分析すること。
- (4) 学んだことを、実際の社会や生活に生かすことができるような工夫があること。
- (5) 児童生徒の生活体験や興味・関心に適応するとともに、多様な考え方や個人差に応じて活用できる幅があること。
- (6) 系統的発展が考慮されており、他の教科との関連がよく考えられていること。
- (7) 指導内容及び組織排列・分量が適切であること。
- (8) 男女共生の視点からみて適切であること。
- (9) 表現、さし絵、資料、取り扱う題材等が適切であること。
- (10) 新出文字、用語等の配置の工夫がなされ、文字の大きさ、行間及び書体が適切であること。
- (11) 教科書が障がいその他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているなど、ユニバーサルデザインに関する配慮がされていること。
- (12) QR コード等の活用により、一人一台端末を活用することができること。

3. 令和9年度使用学校教育法附則第9条による一般図書調査研究の観点

- (1) 系統的に編集されており、各教科の主たる教材として、各教科の目標達成に適したものであるか。
- (2) 上学年で使用するようになる教科書との関連性があるか。
- (3) 児童生徒の障害の種類・程度・能力・特性に応じたふさわしい内容（文字、表現、挿絵、題材等）であるかどうか。
 - ア 知的機能に障がいのある児童生徒にも理解しやすく、ねらいのはっきりした内容であるか。
 - イ 集中力の乏しい児童生徒にも、理解しやすい文章や挿絵であるか。
 - ウ 情緒に障がいのある児童生徒が落ち着いて楽しめる構成、内容であるか。
 - エ 視力や視機能に障がいのある児童生徒にとって、文字や絵の大きさ、行間の広さ、色彩などが、認識しやすいものであるか。
 - オ 聴覚に障がいのある児童生徒が、視覚によって言語発達を促すために役立つ内容であるか。
 - カ 言葉を有しない児童生徒の言語理解を育て、表出言語を引き出させる内容であるか。
 - キ 肢体不自由の児童生徒が取り扱いやすく、かつ、破損しにくい紙質、版型、装丁であるか。

- (4) 基本的な生活習慣が身につく内容であるか。
- (5) 児童生徒の生活経験を広げ、興味・関心を喚起する内容であるか。
- (6) 児童生徒の主体的な活動を促す内容であるか。
- (7) 教科書無償給与予算の関係から、価格が妥当と考えられるか。

4. 答申の内容

特別支援学級の教科書について、上記の観点に基づき調査研究がされており、別紙に掲示された教科書につき、選定委員会所見として、「特別支援学級に関する調査員会の調査研究結果が適切なものであると認め、令和9年度使用教科用図書として採択することがふさわしいと判断する。」との報告がされた。

次に、特別支援学校の教科書についても、上記の観点に基づき調査研究がされており、別紙に掲示された教科書につき、選定委員会所見として「特別支援学校（小学部、中学部、高等部）に関する調査員会の調査研究結果が適切なものであると認め、令和9年度使用教科用図書として採択することがふさわしいと判断する。」との報告がされた。

質疑応答

村 上 委 員

子どもたちの音読の習慣づけに良い教材、発達段階に合わせた物語が選ばれている教材、仕掛けが中に入っていて、子どもたちの興味を引くような教材等を選定いただいている。

学校教育法附則第9条図書について、子どもたちの生活に非常に身近なものから良い教材を選定いただいていると思う。

(4) 議案第31号の審議（日程第2）

太田教育長より「令和9年度（2027年度）使用伊丹市立伊丹高等学校教科用図書の採択について」を議題とする旨の発議の後、学校教育部長より説明があり、全委員一致で、「議案第31号」を可決。

1. 選定方針

- (1) 学習指導要領の趣旨に従い、本校における興味・関心、意欲、適性、能力等を十分考慮し、教育課程実施上最適であるものを選定する。
- (2) 各教科ごとに教科書の記述内容の研究・調査を実施し、さらに地域社会等を考慮し、総合的見地から選定する。
- (3) 各教科から推薦のあった教科書を、本校の教科用図書選定委員会において再検討を加え、公正を期す。

2. 答申の内容

第1学年の国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、情報、商業、第2学年の国語、地理歴史、数学、理科、芸術、外国語、家庭、情報、商業、第3学年の地理歴史、公民、数学、理科、芸術、外国語、商業、家庭、情報について採択替えを行い、その他の教科については現行の教科書を継続使用したいとの説明がなされた。

質疑応答

教 育 長

高等学校の探求について意識して教科書を見ると、字数内にまとめるものが相当数ある。全て実施するのは大変だと思うが、何か工夫はされているか。

古 谷 委 員 長

全て実施するのは難しいが、先生たちは ICT を活用しながら添削に取り組んでいる。

教 育 長

中学校の先生が高等学校の教科書を見て、探求に必要な力を確認することが大事だと思う。中学校から高等学校に進学した1年生の生徒はこの段差にギャップを感じたり、困ったりしていないか。

古 谷 委 員 長

本校では聞いていない。

村 上 委 員

自分の意見を含めて設定された文字数でまとめることで、生徒たちの思考を支援することができる教材、今まさに必要なものや考えを深める支援をうまく取り入れている教材を選定いただいていると思う。

(5) 閉会宣言 太田教育長（午後2時30分）

上記のとおり会議の要旨を記録する。